平成27年労第168号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、会社Aに雇用され、B県B市所在のC会社が元請事業者として工事 を請け負っていた建設現場において、土木作業員として従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、深さ2.5メートル程の掘削箇所で土留めの矢板を設置する作業を行っていたところ、当該矢板が倒れてきて受傷した(以下「本件災害」という。)。

請求人は、受傷後も引き続き業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「頚部打撲傷、腰部打撲傷、両手関節捻挫、両足関節捻挫、左膝関節打撲傷、胸部打撲傷、右肘打撲傷」と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに転医し、加療の結果、同年平成〇年〇月〇日、治ゆ(症状固定)となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級(以下「障害等級」という。)第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に残存する障害は、請求人の訴え及び治ゆ時の障害状態に係る平成○年○月○日付けF医師作成の診断書からみると、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、右肘関節、右手関節及び右前腕の機能障害、並びに右肘から右手指にかけての神経症状について精査すべきと認められるところ、以下これらの部位に残存する障害の障害等級について検討する。

ア 右肘関節及び右手関節の機能障害

F医師及び労働基準監督署(以下「監督署」という。)による右肘関節及び右手関節の可動域の測定結果をみると、決定書理由第2の2の(1)のイの(ク)のa及びbに説示するとおりであり、右肘関節の運動範囲は健側に比して4分の3以下の可動域制限が認められ、右手関節の運動範囲は健側に比して2分の1以下の可動域制限が認められる。

この点、F医師は、当該可動域制限の原因について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申告による受傷状況から右上肢(右肘、手関節、手指)にCRPS(複合性局所疼痛症候群)の症状の可能性が考えられたものの、通院時に当該傷病を示唆する所見が認められなかったことなどから、

不明であると述べており、事実、同医師作成の上記診断書においては、X線、MRI検査では、右肘関節に軽度の関節水腫が認められる以外に異常は認められない旨記載されている。また、G医師も、平成〇年〇月〇日付け面接照会顛末書において、X線、MRI画像からは異常は認められないと述べている。さらに、H医師も、平成〇年〇月〇日付け審査請求調査書において、MRI画像では右手関節に異常所見は認められず、X線でも右肘、右手関節の異常所見は認められないとし、機能障害についても、尺骨神経、正中神経の症状であるが、診断名と現在の症状との整合性は考えにくく、捻挫で起こるとは考えられない旨述べている。

以上のとおり、3人の医師は、X線、MR I 検査において、請求人の右上 肢に明らかな異常は認められないとの所見で一致しており、請求人の右肘関 節及び右手関節の機能障害の原因は不明であると判断せざるを得ず、当審査 会としても、同部位の機能障害については、本件災害によるものであると認 めることができず、よって決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとお り、障害等級の対象として評価することはできないものと判断する。

イ 右前腕の機能障害

F医師及び監督署による右前腕の可動域の測定結果をみると、決定書理由第2の2の(1)のイの(ク)のcに説示するとおりであり、健側に比して2分の1以下に制限されていないことから、当審査会としても、同第2の2の(2)のウに説示するとおり、障害等級には該当しないものと判断する。

ウ 右肘から右前腕、並びに右手首及び右手指の神経症状

F医師は、上記意見書において、要旨、右尺骨神経、正中神経に何らかの損傷を受けた可能性はあるが、受傷後から3か月間の経過が分からないので神経症状が生じている原因を明確にすることは困難である旨述べ、さらに、同部位の疼痛については、請求人の申述からみて、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)か「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」(障害等級第14級の9)のどちらかに該当すると述べている。この点、G医師は、上記面接照会顛末書において、300kg以上の重量物に押しつぶされていることを考えると、画像にそれほどの病的な所見が無くても、強い痛みが残る場合があると述べている。また、

H医師は、上記審査請求調査書において、右上肢の神経症状の程度は、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級の12)と考えて差し支えない旨述べている。

以上3人の医師の所見のほか、必ずしも明らかではない本件災害の状況、 及び請求人の医療機関への受診が災害日から1か月以上経過した後であった 事情などを勘案すると、当審査会としても、同第2の2の(2)のエに説示 するとおり、請求人の神経症状は「通常の労務に服することはできるが、時 には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」(障害等級第12級 の12)に該当するものと判断する。

- (2)以上のことから、請求人に残存する障害は、障害等級第12級を超えるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給 に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。